

令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、青梅市立小学校および中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間施設が行う学習活動、社会的自立を促す活動等の充実を図るため、当該フリースクール等民間施設にかかる経費の一部に対して、予算の範囲内において青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フリースクール等民間施設 不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動等を行っている民間施設をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 対象児童生徒 フリースクール等民間施設に通う市立学校に在籍する不登校児童生徒をいう。

3 補助対象施設

補助金の交付の対象となるフリースクール等民間施設（以下「補助対象施設」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- (2) 青梅市の区域内に施設または活動拠点があること。
- (3) 対象児童生徒が利用していること。
- (4) 営利を目的としない事業者（学校法人を除く。）が運営する施設であること。
- (5) 青梅市立学校に在籍する不登校児童生徒が通うフリースクール等民間施設に関するガイドライン（令和7年1月8日制定）にのっとった支援が行われていること。
- (6) 対象児童生徒の状況および指導経過をその保護者に定期的に連絡する等、家庭との連携・協力関係が保たれていること。

(7) 対象児童生徒に対する個別の指導内容を当該対象児童生徒が在籍する市立学校と十分に連携しながら作成し、当該市立学校へ月例の状況報告を行うこと。

(8) 市立学校および青梅市教育委員会の視察に適宜応じること。

4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設の設置者である事業者が当該施設において実施する、不登校児童生徒に対して行う学習指導・支援とする。

5 補助対象経費等

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の右欄に定める補助上限額と補助対象経費の実支出額（当該年度内に支出された経費に限る。）のいずれか少ない額とする。

| 補助対象経費 | 補助上限額／1施設当たり |
|---|--------------|
| 不登校児童生徒の相談および指導のために必要となる施設（自宅を兼ねる施設を除く。）の借上料。ただし、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）、駐車場借上料および借上施設の管理費（上下水道費、光熱費および火災保険料）は、含まない。 | 50万円 |

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとするフリースクール等民間施設の設置者である事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

7 交付の決定

(1) 市長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 前号の規定による審査等の結果、交付することが不適当と認めたときには、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金不

交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この要綱を遵守し、この要綱に反することが判明した場合には、補助金を返還しなければならないこと。

9 変更等の承認申請等

- (1) 申請者は、前項第1号の規定による承認を受けようとする場合は、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による事業変更の申請があった場合は、変更の内容を審査し、補助金の変更交付または不交付を決定し、その旨を令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業変更交付決定（不交付決定）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- (3) 申請者は、前項第2号の規定による承認を受けようとする場合は、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 市長は、前号の規定による事業中止または廃止の申請があったときは、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業中止（廃止）決定（不決定）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

10 実績報告

第7項第1号の規定により、交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の完了後（補助対象事業の中止または

廃止の承認を受けたときを含む。) 1か月を超えない日または補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

12 交付の請求

補助決定者は、前項の規定による確定通知書を受領したときは、令和7年度青梅市フリースクール等民間施設事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

13 報告および調査

市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、または関係職員に調査させることができる。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和7年11月11日から実施し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金について、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。